

法第22条の3第5号に基づく異議の申出書

年 月 日

西海市農業委員会
会長 葉山 諭 殿

住所：	
氏名：	
連絡先：	

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）第22条の3第5号の規定により、下記共有者不明農用地等の共有持分を有することを申し出るとともに、下記共有者不明農用地等に係る公示に対して異議があることを申し出ます。

記

1 共有者不明農用地等の所在地等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積（㎡）	備考
西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷字湯田谷 956番 A	田	1,053	
西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷字湯田谷 973番5 A	畑	937	
西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷字湯田頭 974番	田	589	
西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷字湯田頭 976番	田	2,399	
西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷字湯田谷 959番1 B	畑	295	
西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷字湯田谷 959番2	田	331	
西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷字湯田谷 960番 B	田	478	
西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷字湯田谷 961番1	田	141	
西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷字湯田谷 956番 B	田	1,595	
西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷字湯田谷 973番5 B	畑	555	
西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷字湯田谷 959番1 A	畑	25	
西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷字湯田谷 960番 A	田	82	
以下余白			

2 本申出の趣旨

--

3 権原を証する書類（別添）（※）

(1)

(2)

※ 権限を証する書類は、戸籍謄本等当該共有者不明農用地等について共有持分を有することを証する書類を添付願います。

（記載要領）

- 1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 「本申出の趣旨」については、異議の具体的な内容について記載してください。

【備考】

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 なお、異議については、必要事項が記載されていれば本様式によらず申し立てることが可能です。